

厚岸町規則第5号

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月7日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則

厚岸町建設工事執行規則（平成元年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第44条第2項及び第3項を削る。

別記様式第44条の2の次に次の1条を加える。

第44条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第44条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、

発注者は、当初契約保証金又は担保をもって第1項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の10分の1に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の10分の1に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

別記様式第45条中「第44条第1項及び前条」を「第44条及び第44条の2」に改める。

別記様式第47条第3項中「第44条第2項」を「第44条の3第1項」に、「第44条又は第44条の2」を「第44条、第44条の2又は第44条の3第2項」に改め、同条第8項中「第44条又は第44条の2」を「第44条、第44条の2又は第44条の3第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に契約の締結がなされた工事については、なお従前の例による。